

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 16 日

各 都道府県 障害福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
障 害 福 祉 課

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しの具体的運用について

平素より、障害者福祉施策の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より介護保険適用除外施設における住所地特例を見直すこととされていることから、当省老健局介護保険計画課より各都道府県の介護保険担当部局あて、平成 30 年 2 月 2 日付けでその具体的な運用に係る事務連絡（別添）を発出しているところです。

今回の見直しにより、別添の記の第 3 の 1 のとおり、障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で連絡をとる等の運用をしていただくこととなりますので、御了知の上、指定障害者支援施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区含む）へ併せて周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 2 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しの具体的運用について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日より予定されている介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについては、その概要について全国介護保険担当課長会議（平成 29 年 7 月 3 日）にてお示ししたところではありますが、具体的な運用については、下記のとおりとしますので、ご了知の上、管内保険者への周知に特段のご配慮をお願いいたします。

なお、各都道府県の障害福祉担当部局及び生活保護担当部局に対し、社会・援護局の担当課より、同趣旨の連絡をすることとしていることを申し添えます。

記

第 1 見直しの趣旨

現行の介護保険制度では、他市町村から介護保険の適用除外施設に入所した者（以下「適用除外者」という。）がその後退所して、介護保険施設等の住所地特例対象施設に移った場合、適用除外施設が所在する市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村等ではなく、適用除外施設の所在市町村がその費用を負担することとされている。

今般の見直しは、適用除外施設から退所して、住所地特例対象施設に入所した者について、適用除外施設の所在する市町村の介護給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すものである。

第 2 対象施設及び見直し後の保険者

見直しの対象となる適用除外施設（以下「特定適用除外施設」という。）は以

下のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。以下「指定障害者支援施設」という。）
- ② 障害者支援施設（生活介護を行うものであって、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。以下「障害者支援施設」という。）
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）
- ④ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）

上記①から③までの施設については、これらの施設に入所する際に支給決定や措置を行った市町村を保険者とし、④の施設については以下のとおり保険者を定めることとする。

	保護の実施機関等			救護施設の所在地 ※見直し前の住所地特例による保険者	介護保険施設等の所在地	見直し後の住所地特例による保険者
	被保護者（※）の救護施設入所前の居住地	保護の実施機関	保護の費用の負担者			
ケース①	A 県 a 市	A 県 a 市	A 県 a 市	B 県 b 市	C 県 c 市	A 県 a 市 (実施者)
ケース②	A 県 d 村	A 県	A 県	B 県 b 市	C 県 c 市	A 県 d 村 (居住地)
ケース③	不明 or 無し	A 県 a 市	A 県	B 県 b 市	C 県 c 市	A 県 a 市 (実施者)

ケース①：救護施設入所前の居住地が市、特別区又は福祉事務所設置町村である場合

ケース②：救護施設入所前の居住地が福祉事務所を設置していない町村である場合

ケース③：救護施設入所前の要保護者の居住地が不明又は明らかでなく、A 県 a 市で保護された場合

※ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 10-2-(6)において被保護者とみなされた者を含む。

第3 具体的な運用方法

1 特定適用除外施設が指定障害者支援施設、障害者支援施設又はのぞみの園の場合

① 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たって、特定適用除外施設又は適用除外者本人から、障害福祉サービスに係る支給決定等を行っている市町村の障害福祉担当部局に連絡をする。

② 連絡を受けた障害福祉担当部局は、当該市町村の介護担当部局に当該適用除外者に係る介護保険被保険者資格に関する確認を依頼する。

介護担当部局は、確認が取れたときは、特定適用除外施設又は適用除外者本人に対し、当該市町村が当該適用除外者の介護保険の保険者（以下「保険者市町村」という。）となる旨を伝える。あわせて、速やかに特定適用除外施設の所在する市町村（以下「前市町村」という。）の介護担当部局に連絡する。

※ 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たっては、要介護認定の申請が保険者市町村に対し行われず、前市町村に対し行われる場合がある。この場合、前市町村は、当該適用除外者の障害福祉サービスに係る支給決定等を行っている市町村が記載されている障害福祉サービス受給者証等を確認し、特定適用除外施設又は適用除外者本人に対し、当該市町村が保険者市町村となる旨を伝える。あわせて、速やかに保険者市町村の介護担当部局に連絡することにより、当該適用除外者の要介護認定の申請手続きが円滑に行えるよう支援すること。

③ 当該適用除外者は保険者市町村に要介護認定の申請を行う。当該適用除外者の住所地特例対象施設への入所等の後、保険者市町村は要介護認定を行うとともに、被保険者証を交付する。

※ 適用除外者が遠隔の地に居所を有するときは、要介護認定に係る調査を前市町村に囑託することができる。

※ 適用除外施設退所日の3ヶ月前以内に、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能とされている。（平成11年9月17日「全国介護保険担当課長会議」資料参照）

※ 特定適用除外施設には長期入所をしている利用者もいるため、保険者市町村における介護保険システム内に情報がない対象者の存在が考えられる。このため住民票を管理す

る担当部局や障害福祉担当部局と連携し、情報の共有に努められたい。

- ④ 前市町村の介護担当部局は、保険者市町村からの情報、施設からの情報、住基情報の活用等により、適用除外者の特定適用除外施設からの退所を確認し、適用除外対象者名簿から当該適用除外者を削除する。
- ⑤ 住所地特例対象施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）は、前市町村への連絡や住所地特例対象施設からの入所連絡等により保険者市町村についての情報を得る。
- ⑥ 施設所在市町村は、他市町村住所地特例者名簿に記載するとともに、保険者市町村に対し、他市町村住所地特例者連絡票を送付する。
- ⑦ 保険者市町村は、住所地特例である旨を被保険者台帳に記載し、管理する。

2 特定適用除外施設が救護施設の場合

- ① 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たって、特定適用除外施設又は適用除外者本人から、当該適用除外者の保護の実施機関に連絡をする。
- ② 連絡を受けた当該適用除外者の保護の実施機関である市町村の生活保護担当部局は、当該市町村の介護担当部局に当該適用除外者に係る介護保険被保険者資格に関する確認を依頼する。
介護担当部局は、確認が取れたときは、当該市町村が保険者市町村であることを当該適用除外者に伝える。あわせて、速やかに前市町村の介護担当部局に連絡する。

※ 保護の実施機関が都道府県である場合、当該都道府県の生活保護担当部局は、当該適用除外者が特定適用除外施設に入所する前に居住地を有していた市町村が保険者市町村であることを当該適用除外者に伝える。あわせて、速やかに保険者市町村及び前市町村の介護担当部局に連絡する。

※ 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たっては、要介護認定の申請が保険者市町村に対し行われず、前市町村に対し行われる場合がある。この場合、前市町村は、当該適用除外者の保護の実施機関である市町村又は都道府県の生活保護担当部局に保険者市町村について照会すること等により、特定適用除外施設又は適用除外者

本人に対し、保険者市町村についての情報を伝える。あわせて、速やかに保険者市町村の介護担当部局に連絡することにより、当該適用除外者の要介護認定の申請手続が円滑に行えるよう支援すること。

- ③ 当該適用除外者は保険者市町村に要介護認定の申請を行う。当該適用除外者の住所地特例対象施設への入所等の後、保険者市町村は要介護認定を行うとともに、被保険者証を交付する。

※ 適用除外者が遠隔の地に居所を有するときは、要介護認定に係る調査を前市町村に囑託することができる。

※ 適用除外施設退所日の3ヶ月前以内に、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能とされている。（平成11年9月17日「全国介護保険担当課長会議」資料参照）

※ 特定適用除外施設には長期入所をしている利用者もいるため、保険者市町村における介護保険システム内に情報がない対象者の存在が考えられる。このため住民票を管理する担当部局や生活保護担当部局と連携し、情報の共有に努められたい。

- ④ 前市町村の介護担当部局は、保険者市町村からの情報、施設からの情報、住基情報の活用等により、適用除外者の特定適用除外施設からの退所を確認し、適用除外対象者名簿から当該適用除外者を削除する。

- ⑤ 施設所在市町村は、前市町村への連絡や介護保険施設等からの入所連絡等により保険者市町村についての情報を得る。

- ⑥ 施設所在市町村は、他市町村住所地特例者名簿に記載するとともに、保険者市町村に対し、他市町村住所地特例者連絡票を送付する。

- ⑦ 保険者市町村は、住所地特例である旨を被保険者台帳に記載し、管理する。

第4 留意事項

- この見直しは、平成30年4月1日以降に特定適用除外施設から介護保険施設等に入所等を行った者から適用されるものであり、平成30年3月31日以前に特定適用除外施設から住所地特例対象施設に入所等をし、平成30年4月1日以降も引き続き当該住所地特例対象施設に入所等をしている者について保険者が変更されることはない。

- またこの見直しは、特定適用除外施設から同一市町村内の住所地特例対象施設に入所した場合も対象となる。この場合も、第3の具体的な運用を参考にすること。
- 介護保険の住所地特例対象施設には、有料老人ホーム等入所に当たって要介護認定を必要としないものもある。この場合も、特定適用除外施設又は適用除外者本人から連絡のあった障害福祉担当部局及び生活保護担当部局は、当該適用除外者の入所先が住所地特例対象施設であれば、当該市町村の介護担当部局に連絡すること。
- 複数の特定適用除外施設に継続して入所していた者については、住所地特例対象施設に入所する直前の特定適用除外施設への入所に係る支給決定や措置を行った市町村を保険者としてすることとする。
- 適用除外施設の中でも上記以外の施設（ハンセン病療養所等）は、今般の見直しの対象外となっていることに留意すること。

(参考) 平成 11 年 9 月 17 日「全国介護保険担当課長会議」資料

64 歳の者（特定疾病に該当しない者）の要介護認定申請を受理し、65 歳到達後に認定（決定）することは可能か。同様に、39 歳の者（特定疾病に該当者）の要介護認定申請を受理し、40 歳到達後に認定（決定）することは可能か。また、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能か。

いずれも運用上の対応として可能と考える。なお、申請を受け付ける期間としては、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65 歳到達日（誕生日の前日）、40 歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65 歳到達日等」という。）の 3 か月前以内とすることが適当と考える。この場合であっても、保険給付は、65 歳到達日等からうけることができることとなる。また、申請より 30 日以内に認定を行うという場合の申請のあった日については、65 歳到達日等となるものと解する。
(後略)